



## 〈解説〉みどり新法

# 融資で特例、税軽減も

みどりの食料システム法に基づき、農家は環境負荷低減に関する実践計画を立てて、県の認定を受けると支援措置が活用できます。農薬削減に向けた除草機や化学肥料の削減に向けた可変施肥機、堆肥の散布機や堆肥舎の導入費など、計画の実現に必要な機械・施設を導入する際の費用負担について、税制や融資での支援が受けられます。

## 機械・施設の導入支援

税制では、計画実践に必要な機械・施設の導入に関する税負担を軽減します。導入費用の32%を導入初年度の損金に加えることができ、所得・法人税が軽減されます。法施行後、税制の指針が整備されてから適用されます。

融資面では、日本政策金融公庫の無利子資金「農業改良資金」で、計画実践に必要な機械・施設の導入にかかる資金の確保を支援します。土づくりや化学肥料・農薬の低減に取り組むエコファーマーを対象とする同資金の返済期間は、通常10年ですが、12年に延長されます。融資限度額は個人で5,000万円、法人で1億5,000万円。

複数農家で実践計画を立てて認定を受ける場合は、税制・融資の特例に加え、行政手続きの簡素化も措置されます。堆肥舎などの施設を建てるため農地を転用することや、過去に国の交付金で整備した施設を共同利用する農機の保管など整備当時と異なる目的で使うことを実践計画に盛り込み、県の

### みどりの食料システム法に基づき 計画認定を受けた農家への支援のポイント

#### 税制

計画実践に必要な機械・施設を導入する際、導入初年度の所得税・法人税を軽減

#### 融資

無利子の農業改良資金で計画実践に必要な機械・施設の導入にかかる資金確保を支援。返済期間を10年から12年に延長

#### 行政手続きの簡素化（複数農家向け）

- 以下の二つの許可手続きを不要に
- 堆肥舎など計画に盛り込んだ施設を建てる際の農地転用
  - 過去に国の交付金で整備した施設を、計画に基づいて整備当時と異なる目的で使用

（農水省への取材を基に作成）

認定を受ければ別途、農地の転用許可や施設の目的外使用の許可の手続きは不要になります。

農水省は予算事業で、農薬・肥料低減に関する機械や施設導入、有機農業拡大へ生産から販売まで一貫した体制づくりなどへの支援を措置しています。同省は今後、実践計画の認定を、こうした予算事業と関連付けることも検討していきます。

（日本農業新聞 2022年5月27日）